(3)　社債の引受けの限度額
(4)　社債の引受けの手続及び審査に関する事項
三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給並びに社債の引受けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付けの内容に関する事項
四～七　（略）
（証明の求め）
第十一条の二十一　認定事業適応事業者（国際経済事情激変事業適応を実施するものに限る。次項及び次条において同じ。）は、認定事業適応計画の実施期間の開始の日を含む事業年度から当該実施期間の終了の日を含む事業年度までの各事業年度終了後一月以内に、主務大臣（当該認定事業適応計画の認定をした主務大臣をいう。第四項及び次条において同じ。）に対し、当該各事業年度において当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていたことの証明を求めることができる。
2　認定事業適応事業者は、前項の規定による証明を求めるときは、様式第十八の二十一による適合証明申請書（次項及び第四項において「適合証明申請書」という。）を提出するものとする。
3　適合証明申請書には、第十一条の三第一項の認定書の写し（第十一条の四第四項の規定により変更の認定書の交付を受けているときは、当該変更の認定書の写し）を添付するものとする。

三　貸付けのために必要な事業適応促進円滑化業務による貸付け及び利子補給金の支給の内容に関する事項
四～七　（略）
（新設）

4　主務大臣は、適合証明申請書及び前項の書類のほか、国際経済事情激変事業適応のための措置が認定事業適応計画に従って行われたものであることを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
（適合証明書の交付）
第十一条の二十二　主務大臣は、認定事業適応事業者から前条第一項の規定により証明を求められた場合において、当該認定事業適応事業者が当該認定事業適応計画に従って国際経済事情激変事業適応のための措置を行っていたと認めるときは、当該認定事業適応事業者に様式第十八の二十二による適合証明書を交付するものとする。
（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）
第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～五　（略）
六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの
イ～ハ　（略）
ニ　教育訓練費（その国内雇用者（租税特別措置法第十条の五の四第四項第一号又は第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する国内雇用者をいう。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で事業再編の実施に関する指針で定めるものをいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)～(4)　（略）

（新設）

（特定中堅企業者に関する主務省令で定める要件）
第三十一条の三　法第三十四条の二第一項の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。
一～五　（略）
六　直前の三事業年度のいずれかの事業年度において次のいずれかの要件に該当するもの
イ～ハ　（略）
ニ　教育訓練費（その国内雇用者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の五の四第四項第一号又は第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する国内雇用者をいう。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で事業再編の実施に関する指針で定めるものをいう。）の額の売上高の額に対する割合が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合以上であること。
(1)～(4)　（略）